

◎地方交付税法等の一部を改正する法律

(令和六年三月三〇日法律第五号)

一、提案理由（令和六年二月一五日・衆議院総務委員会）

○松本国税大臣 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

……………（略）……………

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の特例等の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第です。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方交付税の総額の特例です。令和六年度分の通常収支に係る地方交付税の総額は、地方交付税の法定率分に法定加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払い額等を控除した額十八兆六千六百七十一億円とすることとしております。

第二に、地方交付税の基準財政需要額の算定方法の改正です。子供、子育て施策に要する経費の財源を充実することとし、新たにこども子育て費を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和六年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとしております。

第三に、東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の確保です。令和六年度分の震災復興特別交付税については、新たに六百十一億円を確保することとし、総額九百四億円としております。

第四に、地方特例交付金の拡充です。個人住民税の定額減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金を創設することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告（令和六年三月二日）

○古屋範子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の新たな算定費目、こども子育て費の創設や単位費用等の改正、震災復興特別交付税の確保、個人住民税の定額減税による減収額を埋めるための地方特例

交付金の創設等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日両案について松本総務大臣から趣旨の説明を聴取した後、二十日から質疑に入り、本日これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、持続可能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○決議（令和六年三月二日）

（地方税法等の一部を改正する法律（令六法四）の決議と一括して掲載）

三、参議院総務委員長報告（令和六年三月二八日）

○新妻秀規君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金の創設等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、定額減税の実施に伴う地方行財政への影響、森林環境譲与税の譲与基準見直しの効果、子ども・子育て政策に係る地方財政措置、会計年度任用職員の処遇改善の必要性、特別交付税の算定方法の客観化及び明確化等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して小沢雅仁理事より地方税法等の一部を改正する法律案に反対、地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成、日本維新の会・教育無償化を実現する会を代表して高木かおり委員より両法律案に賛成、日本共産党を代表して伊藤岳委員より両法律案に反対、NHKから国民を守る党を代表して浜田聡委員より両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。